

科学者委員会（第22期・第34回）議事要旨

- 1 日 時 平成25年11月15日（金）19:00～21:00
- 2 場 所 日本学術会議 第6-B会議室（6階）
- 3 出席者 小林良彰委員長、長野哲雄幹事、荒川泰彦幹事、
（第一部） 松沢哲郎委員
（第二部） 桃井眞里子委員
（第三部） 北里洋委員、氷見山幸夫委員
（地区会議） 大隅典子委員
- 4 配布資料
 - 資料1 第1～3回、第5回及び第16回議事要旨（案）
 - 資料2 「第22期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン」策定関係説明資料
 - ①報告「第22期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン策定の方針」
 - ②学術の大型研究計画検討分科会審議状況(2013年11月12日現在)
 - ③学術研究領域（コード表）
 - 資料3 協力学術研究団体「団体規程」及び「指定に係る事務手続き」関連改正関係資料
 - 資料4 メール審議の開催経過
 - 参考資料（平成25年10月25日開催第33回科学者委員会決定関係資料）
 - ①会員・連携会員の所属地区の変更に係る運用について
 - ②日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る事務手続きの改正について
 - ③研究者の具体的範囲について（平成25年4月26日科学者委員会決定の改正）
- 5 議 題
 - (1) 第1～3回、第5回及び第16回議事要旨並びにメール審議の開催経過について・資料1及び資料4について、了承され、ホームページに早急に掲載することとされた。
 - (2) 「日本学術会議協力学術研究団体規程」及び「日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続」の改正について（資料3）
 - ・平成25年10月25日に第33回科学者委員会で決定した「研究者の具体的範囲について」の内容を規定類に盛り込むため、「団体規程」の改正案を次回幹事会に諮ること、及び「指定に係る必要な要件及び手続」（科学者委員会決定）を改正することについて、委員長から提案があり、了承された。

（主な改正内容）

（新）「研究者」の範囲は以下のとおりとする。

- ①大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者
- ②国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者

- ③地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者
- ④公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者
- ⑤民間企業において研究に従事する者
- ⑥その他、高度の専門性を有し、職務として研究に従事する者（①の非常勤職に就く者を含む）又は当該研究分野に関し、優れた業績を有する者

（改正前）研究者とは、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する者をいう。

・委員長から、この改正に併せて、「人文科学、社会科学又は自然科学」と表記されている部分を、規定類の中で通常使用されている「人文・社会科学、生命科学又は理学・工学」に改める提案があり、併せて了承された。

(3) 第 22 期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン策定の方針について(資料 2)

・学術の大型研究計画検討分科会の荒川委員長から、マスタープランの策定手順について、これまでの経過と今後の予定の説明があり、了承された。

(分科会での審議状況)

・今年 2 月に「学術研究領域」を制定し、ホームページ上で 3 月末まで公募したところ、計 224 件の応募があり、審査・評価を行い、6 月に 207 件を学術大型研究計画分科会案として決定した。このうち 66 件については、9 月にヒアリングを行い、審査・評価の結果、10 月に 27 件を重点大型研究計画分科会案として決定した。

(今後の段取り)

・提言案を作成し、1 月に科学者委員会の了承を得て、2 月の幹事会に提案し、決定してもらうとともに、4 月の総会で報告を行う予定。

(4) その他

・次回は、12 月 17 日（火）17 時～19 時に、また、次々回は、1 月 27 日（月）13 時～15 時に開催予定。

(以上)